

議案第30号

伊賀市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

伊賀市職員の育児休業等に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年伊賀市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削り、「時間」を「期間」に改める。

(伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年伊賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第2条第5項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条中「もの」を「パートタイム会計年度任用職員」に改める。

第8条第1項中「の各号」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第8条の2 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用されたパートタイム会計年度任用

職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において同じ。）に任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の月額に100分の48.75を乗じて得た額を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第19条の規定の例による。

(伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第10条中「定められた年末年始の休日」との次に「、「休暇による場合」とあるのは「年次有給休暇若しくは特別休暇（有給のものに限る。）による場合」と」を加える。

第19条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第19条の2 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の勤勉手当については、給与条例第19条の規定の例による。

2 前項の規定の適用について、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。